ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

Press Release

滋 賀 労 働 局 発 表
平成 27 年 10 月 29 日

【担当】
職業安定部職業安定課
課　　長　　林　行宏
地方職業指導官　松村　重孝
電　話　：　077-526-8609
ＦＡＸ：　077-528-5418

質の高い雇用と安心して働ける職場を目指す

～正社員転換・待遇改善キャンペーン～

滋賀労働局（局長　辻　知之）は、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善に向けて局内に「働き方改革・正社員転換等推進本部」を設置し、12 月末までを「正社員転換・待遇改善キャンペーン」の期間として、集中的に取り組むこととしました。

【取組みのねらい】

- **○ 改正労働者派遣法、若者雇用促進法、女性活躍推進法の円滑な施行のための周知啓発、労働契約法の無期転換ルールの周知啓発の徹底**
- **○ 労働局、ハローワークの幹部等が業界団体・事業所を訪問し、又は求人窓口において非正規労働者の正社員転換・待遇改善の周知啓発やそれにつながる助成金の活用促進等を働きかける等により気運を醸成**

【具体的な取組】

- 各種セミナー、説明会の開催
- 各種相談会の開催
- 情報発信、周知啓発事業

裏面参照

【今後の予定】

・「地域プラン（地域計画）（仮称）」を平成 28 年 3 月までに策定

働き方改革・正社員転換等推進本部では、平成 28 年 3 月までに今後 5 年間の非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善実現に向けた具体的な施策や数値を盛り込んだ地域プランを策定することとしている。

非正規雇用の現状等

県内の雇用情勢は、平成 27 年 8 月の有効求人倍率が 1.06 倍と 8 か月連続 1 倍台となり着実に改善しています。一方で非正規雇用割合は 4 割に迫り（図 1-1、1-2）正規雇用で働く機会がないため、やむを得ず非正規で働く、不安定雇用が課題となっています。

こうした中「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、正社員転換や雇用管理改善の重要性が指摘され、非正規雇用労働者の正社員転換等を加速させていくことが盛り込まれました。

【参考】ﾌﾘｰﾀｰ数の推移（図 2-1）年齢階級別・就業形態別賃金額及び賃金格差（図 2-2）
女性の年齢階級別労働力率（図 3）

〈各種セミナー、説明会の開催〉

・ 改正労働者派遣法、キャリアアップ助成金等説明会

11 月 12 日(木)　場所：大津プリンスホテル　13:30～

11 月 20 日(金)　場所：ホテルニューオウミ　13:30～

・ 女性活躍推進法説明会

11 月 18 日(水)　場所：ライズヴィル都賀山　13:30～

・ 魅力ある職場づくりセミナー　〈参考資料〉

12 月 4 日(金)　場所：クサツエストピアホテル　13:00～

先進的取組を実施する企業の事例紹介と労働契約法、改正労働者派遣法、改正パートタイム労働法、若者雇用促進法、キャリアアップ助成金等の説明

・ 社会保険労務士を対象とした非正規労働者の正社員化促進を目的としたキャリアアップ助成金の説明会（6 か所）

〈各種相談会の実施〉

・ 11 月から女性活躍推進法個別相談会を実施

・ 12 月から事業主を対象としたキャリアアップ助成金等相談会をハローワークにおいて実施

〈周知啓発・情報発信〉

・ 経済団体、労働団体との正社員転換等労働問題に関する懇談会の開催

・ 労働契約法の「無期転換ルール」、勤務地等を限定した「多様な正社員」の普及拡大、パートタイム労働法に基づく正社員転換措置等について、ポスターやリーフレット、ホームページ等あらゆる機会を通じ周知啓発

・ 非正規雇用労働者が多く雇用されている企業への育児・介護休業等規程整備指導、非正規雇用労働者に係るマタニティハラスメントへの厳正な対応等

〈ハローワークでの集中的取組み〉

・ 幹部職員による地域の事業主団体、事業所訪問による働きかけ

・ 事業所見学会、ミニ面接会の開催

・ 学卒未充足求人の一般求人への転換による正社員雇用の促進

・ 若者雇用促進法に基づく新たな認定制度の周知

・ 雇用保険受給者に対する担当者制や求人情報の提供による早期再就職支援

・ 非正規求人から正規求人へ転換するなどの働きかけの徹底

・ 正社員希望の求職者に対し、ダイレクトメール等による正社員求人情報の提供

・ 履歴書、職務経歴書の作成指導等、個々の求職者の状況に応じたきめ細かな支援

滋賀労働局に労働局長を本部長とする「働き方改革・正社員転換等推進本部」を設置（平成27年10月）

○　取組方針の決定

・「正社員転換・待遇改善キャンペーン」の実施（12月まで）
　→その取組状況をふまえ
　「地域プラン」の策定（平成28年3月まで）

○　経済団体・企業のトップへの働きかけ

○　地域全体における気運の醸成

・働き方・休み方コンサルタントによる企業に対する助言等の支援
・各種セミナー、説明会、相談会の開催
・先進的な取組事例の収集、周知

○　その他働き方改革・正社員転換等の促進のために必要な取組

→

・企業の自主的な働き方の見直しを推進

・地域における働き方改革・正社員転換の気運の醸成

・非正規雇用労働者の正社員転換

1－1　滋賀県の非正規雇用労働者の動向

県下の就業状況

産業別・雇用形態別雇用者数、非正規割合（滋賀）

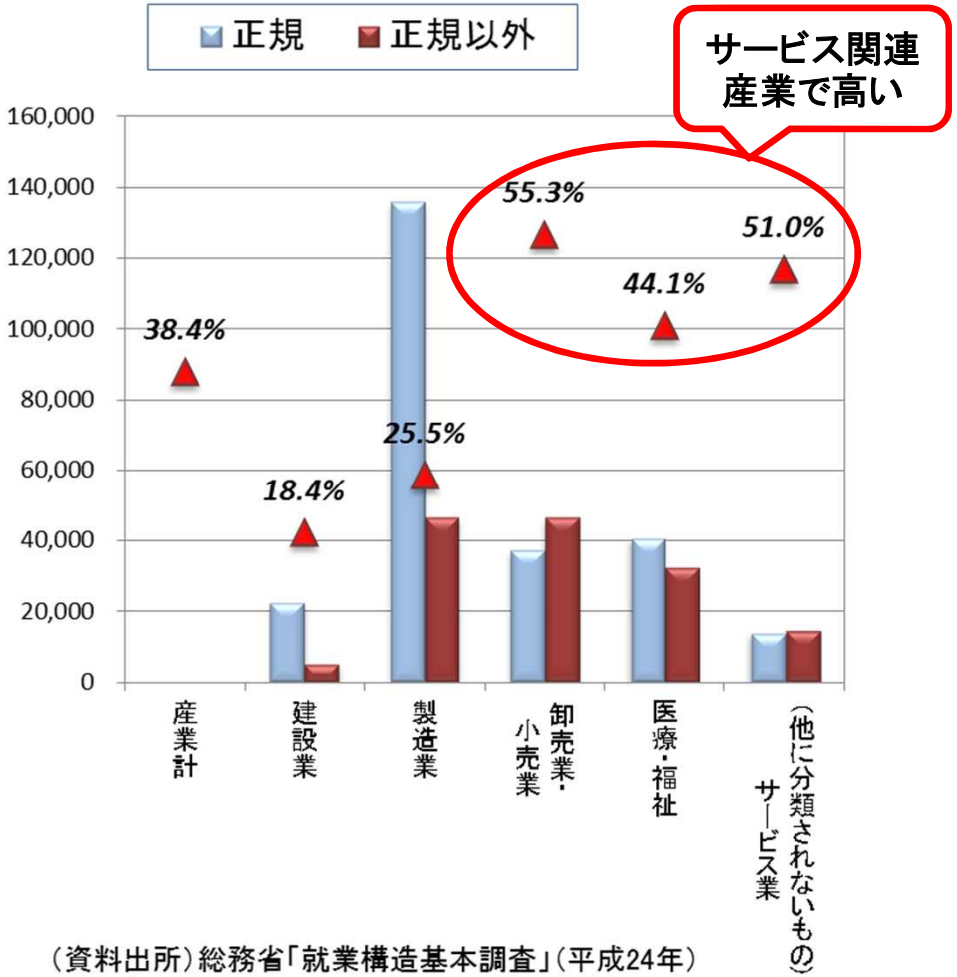

（資料出所）総務省「就業構造基本調査」（平成24年）
（注）・「正規」とは、一般職員又は正社員などと呼ばれている者。
・サービス業（他に分類されないもの）には、労働者派遣業などを含む。

ハローワーク求人の動向

平成26年度　産業別正社員・正社員以外新規求人数、正社員以外割合（滋賀）

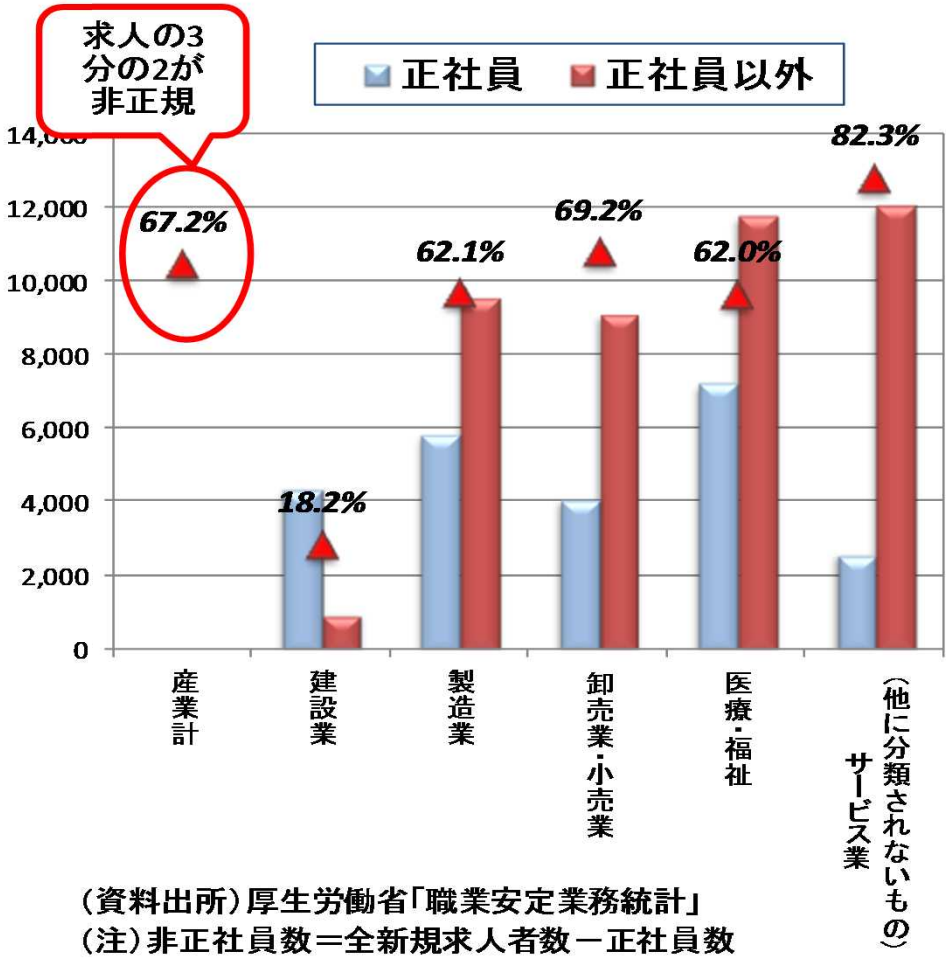

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」
（注）非正社員数＝全新規求人者数－正社員数
サービス業（他に分類されないもの）には、労働者派遣業などを含

1－2　滋賀県の非正規雇用労働者の動向

ハローワーク求人の伸び率

平成26年度　産業別・就業形態別新規求人数の伸び率(%)（滋賀）

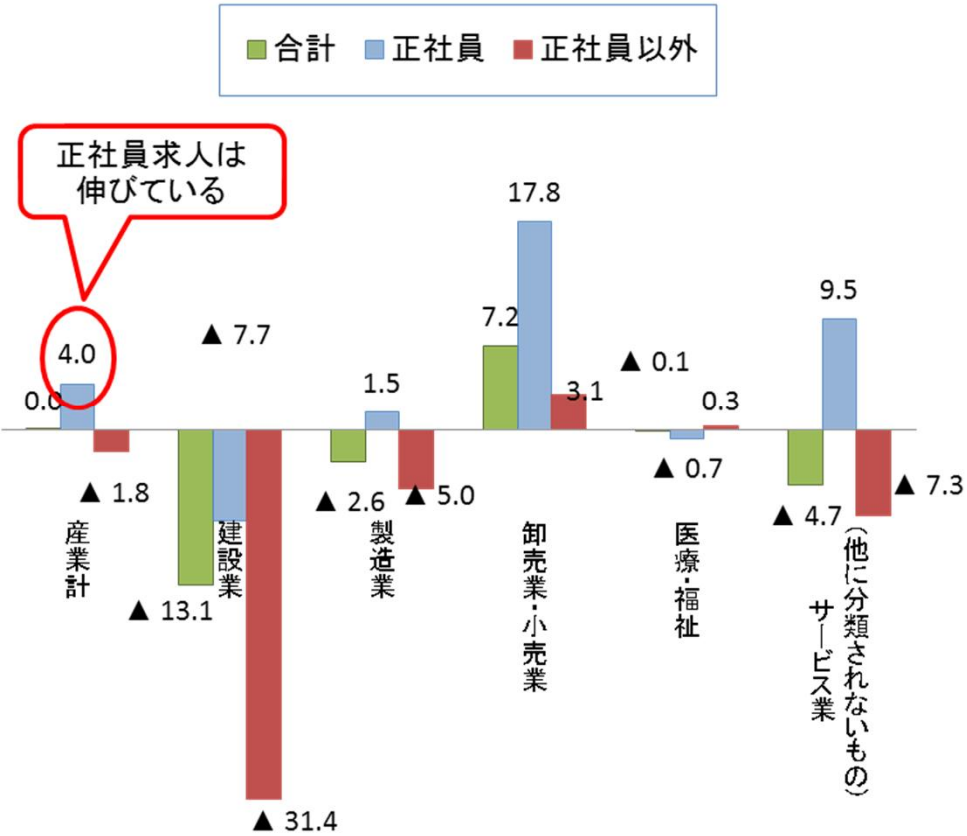

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」
（注）サービス業（他に分類されないもの）には、労働者派遣業などを含む。

ハローワーク求人の充足状況

平成26年度　産業別・就業形態別充足率（滋賀）

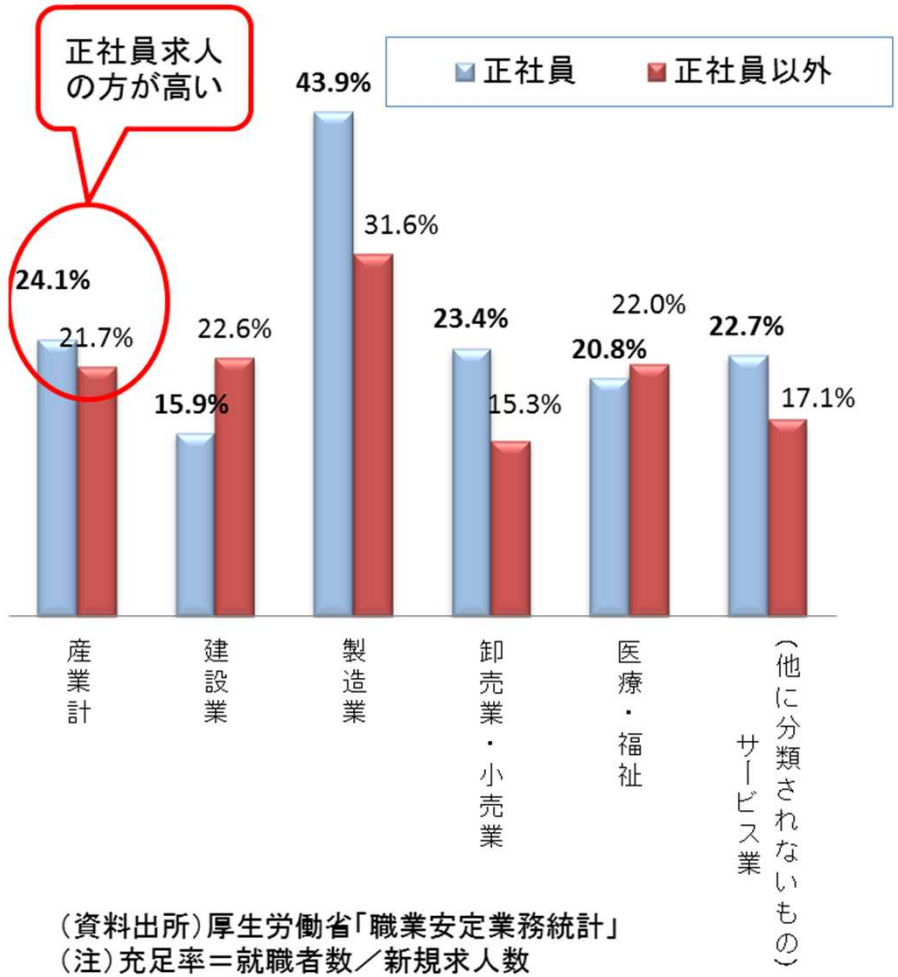

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」
（注）充足率＝就職者数／新規求人数

２－１　フリーター数の推移（全国）

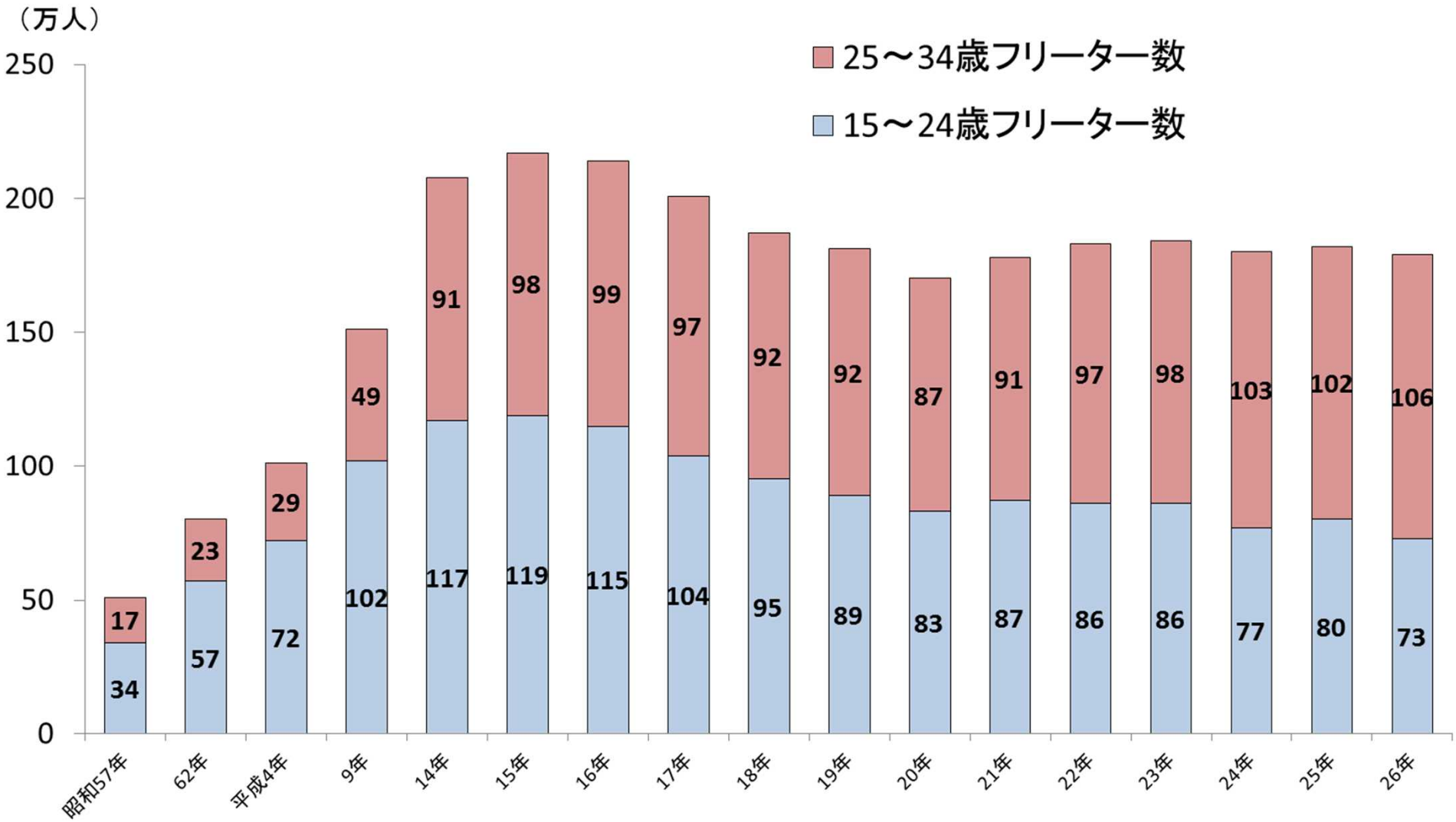

（資料出所）　フリーター数　　厚生労働省「平成20年版労働経済白書」（平成19年まで）
総務省「労働力調査詳細集計」（平成20年～26年）
（注）フリーター数については、15～34歳の男性又は未婚の女性（学生を除く）で、パート・アルバイトとして働く者又はこれを希望する者の数

２－２　年齢階級別・就業形態別賃金額及び賃金格差（全国）

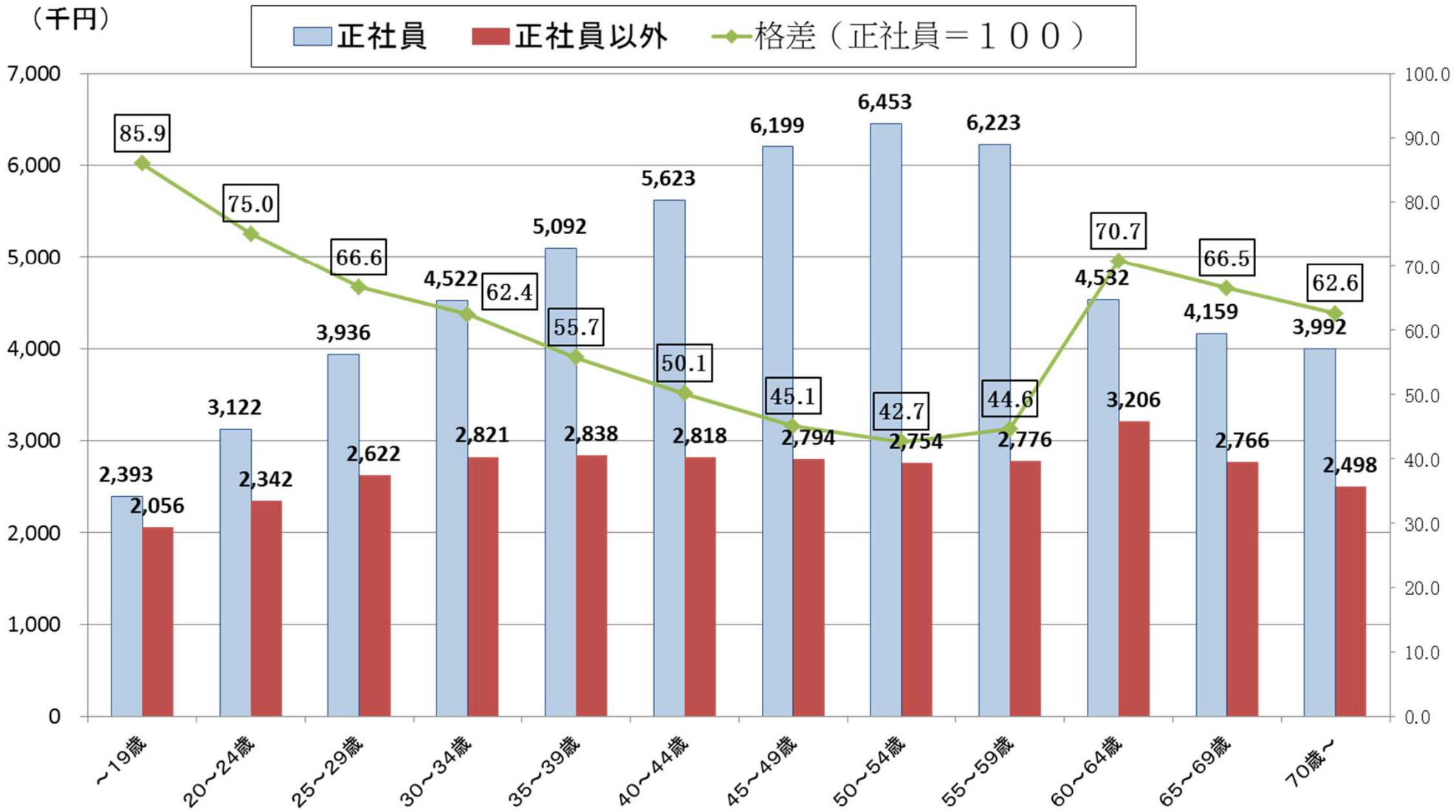

（資料出所）　厚生労働省「賃金構造基本調査」（平成26年度）
（注1）対象は、企業規模10人以上に勤務する者
（注2）賃金額（年額）は、平成26年の決まって支給する給与×１２＋年間賞与その他特別給与額である。

3　女性の年齢階級別労働力率

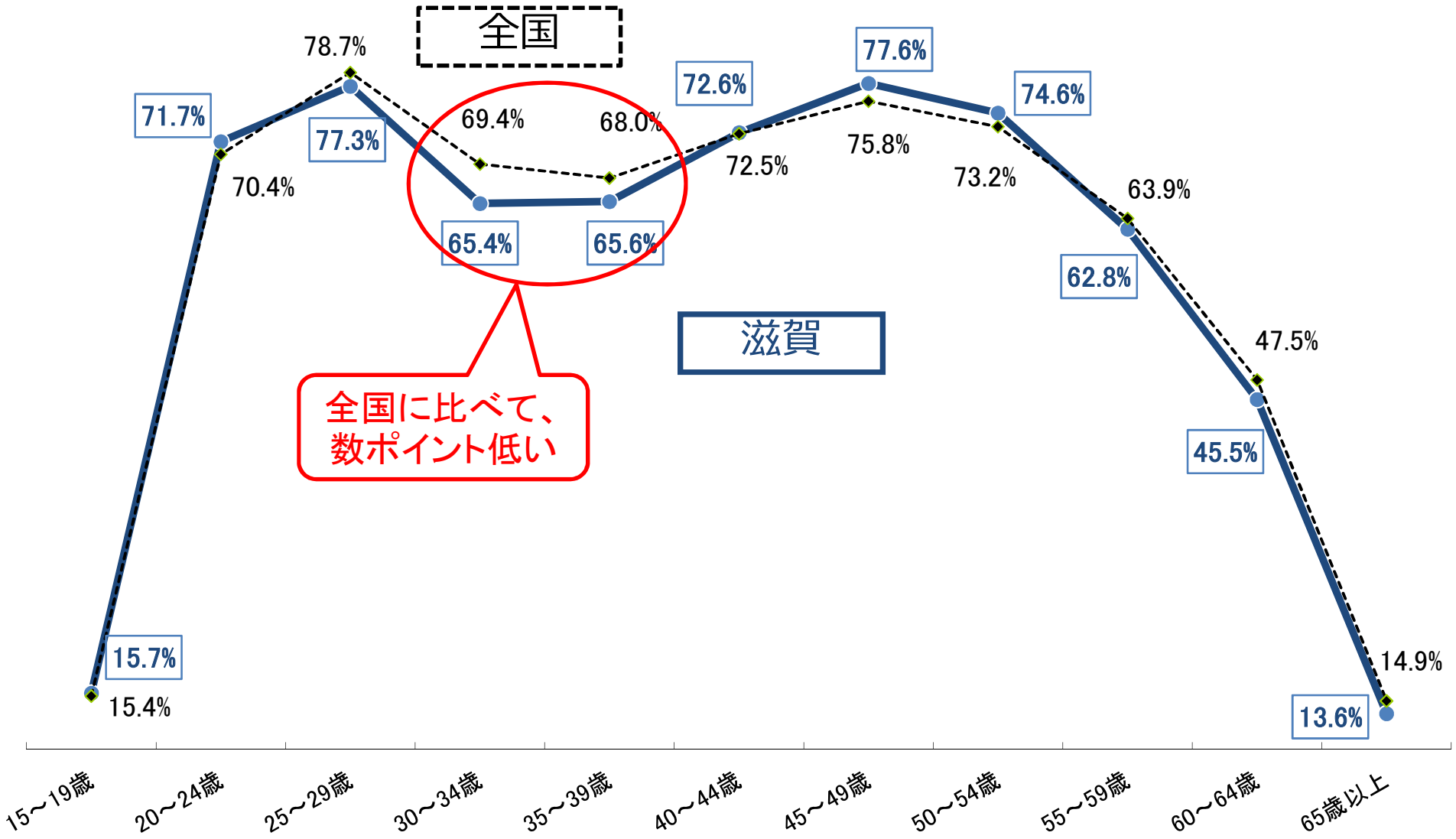

（資料出所）国勢調査（平成22年）